

第8回研究開発法人における業務運営の課題に関する検討会

(検討概要)

1. 日時 令和2年1月28日(火) 13:58~16:30
2. 場所 内閣府 中央合同庁舎第8号館5階共用D会議室
3. 出席者 有川博委員(愛国学園大学)、尾道一哉委員(味の素株式会社)
榎谷隆夫委員(公認会計士・税理士)、小林直人委員(早稲田大学)
十時審議官、渡辺参事官(以上、内閣府)
吉開政策立案総括審議官、神谷管理官(以上、総務省)
塩原審議役、谷中調達室長(以上、物質・材料研究機構)
狩野経理部長、橋本調達室長(以上、産業技術総合研究所)

4. 検討概要

前回検討会での指摘事項(契約実績の公表方法、複数者との価格交渉及び公告期間の在り方)並びにガバナンス強化等措置及び特例随契適用条件に係る要改善点(契約及び検収の在り方)について、内閣府、物質・材料研究機構及び産業技術総合研究所から説明が行われた後、出席者の間で質疑応答を行った。

質疑応答で出された以下の指摘を踏まえ、次回引き続き検討することとなった。

- 契約実績の公表に関し、サーバー容量の問題で仕様書を掲載し続けるのは難しいとのことだが、掲載期間を限定すれば問題は解消するのではないか。
- 最終的には法人の自己責任だろうが、公正性や透明性を確保するためには、複数者との価格交渉は避けることが適当というのが基本的な考え方ではないか。
- 一方で、法人の契約手続の細部に口出しすることは、独法制度の趣旨に照らして困難。法人に対しては、理事長の責任・判断という前提の中で、複数者との価格交渉の危険性や実施する場合の留意点等を周知することが適切ではないか。
- 契約の在り方について、少額随契に限っては、事務職員による最終的な契約の承認があれば、契約(発注)作業を研究者が行うことは許容できる。
- 研究者のみによる検収を許容するかどうかは大きな判断。研究者のみで検収せざるを得ない合理的な理由について明確な説明を受けた上で、当該検収の中に有効な不正防止策が組み込まれていることが確認できなければ、事務職員による検収というルール緩和はできない。

以上